



令和9年度 4月 郡山市認可保育施設入所案内



こちらの内容を確認のうえで手続きを進めてください。

1 申請の受付について

(1) 申請期間

令和8年11月2日(月)～11月30日(月)【郡山市保育課必着】

書類の不備や不足に対応する時間を確保するためにも、締め切りに余裕をもって申請してください。

(2) 対象児童

保護者が働いているなどの理由により保育を必要とし、令和9年4月1日付けで郡山市内の認可保育施設への入所を希望する、就学前の市内在住児童。3月末までに市内へ転入してくる場合も上記期間内に申請ができます。

※11月1日以降に出生・転入し、上記期間に申請できなかった児童を対象とする予備受付もあります。▶4ページ参照

注意 ・令和8年度中に申請を行い、入所できなかった方(現在空き待ち中の方も含む)も、改めてこの申請が必要です。
・転所希望の方(既に保育施設等を利用中で別施設への入所を希望する場合)もこの申請が必要です。

(3) 申請方法

4月入所は①～②いずれかの方法により申請してください。

① マイナンバーカードでの電子申請

保護者のマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

マイナポータルはICカードリーダーまたは対応スマートフォンのいずれかを用いてログインできます。ご希望の方は、内閣府マイナポータルサイトを参照してください。

※電子申請の受付は申請締切日の17時15分までです。(郡山市保育課が17時15分までに受信したもののみ有効とします。)

② 持参：保育課の窓口を設置されている専用ボックスへ投函

< 保育課 > 郡山市役所西庁舎3階 受付時間：平日9時～16時30分

※受付時間にご注意ください。

注意 ・出来上がった入所申請書類は認可保育施設ではあずかりません。直接、郡山市保育課へご提出ください。

・受付後、市から受領確認と面談の予約期間や面談場所等のお知らせを郵送します。▶3ページ参照

・書類提出から3週間以上経ってもお知らせが届かない場合は、保育課へご連絡ください。

・①・②による申請が難しい場合は、郵送での申請が可能です。

< 宛先 > 963-8601 郡山市保育課 保育認定係

(郵便切手の貼り忘れにご注意ください。角形2号封筒推奨。)

・郵便事故が心配な場合は、特定記録郵便や書留等での郵送をご検討ください。

・締切は「令和8年11月30日必着」です。(締切日消印有効ではありません。)



電子申請のやり方は
こちらから



電子申請はこちらから



郡山市保育課 【電話】024-924-3541

(4) 必要書類

□ 教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）

兼 保育施設等利用申請書〔指定様式〕（両面印刷）

- ・申請児童 1 人につき 1 枚 記入例を必ず確認してください。

□ 入所申請に関する確認票

- ・入所申請に関する注意事項が書いてあります。
- ・内容を確認しチェックボックスにするしをつけ（□→☑）、記入年月日と記入者の署名をお願いします。

□ 保育を必要とすることを証明するために必要な書類・・・【表 1】参照

- ・4月1日時点で入所希望児童と同居している父/母/65歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。
- ・同居扱いとなる祖父母が、令和9年4月1日～令和10年3月31日の間に65歳になる場合（昭和37年4月～昭和38年3月生まれの方）、祖父母の書類の提出は不要です。
- ・住民票上は別の世帯でも、父母と祖父母の住所が同じ場合や、父母と祖父母が同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。
- ・住民票上は同じ住所でも、父母と祖父母が同じ敷地内の別々の建物で暮らしている場合は、そのことが分かる書類（光熱水費の請求先や建物の名義人が別々だと分かるもの）の提出により別世帯として扱います。
- ・各種証明書や診断書等は、証明年月日が令和8年10月1日以降のものを受け付けます。

□ 保育料の算定などに必要な書類（以下の対象に当てはまる方のみ）

- ・ひとり親（父子・母子）世帯の方
未婚の場合 ⇒ 児童が記載された戸籍謄本一式
離婚の場合 ⇒ 離婚日・児童が記載された戸籍謄本一式
- ・令和8年1月1日時点で海外に居住していた父母 ⇒ 令和7年中の収入が分かる書類

必要書類の

ダウンロードは

こちらから！



【表 1】

保育の必要性		必要な書類	備考
就労	会社勤務	就労証明書〔指定様式〕（勤務先に記入を依頼）	No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要
	産休・育休中	就労証明書〔指定様式〕（勤務先に記入を依頼） ※産休・育休の期間が記載されたもの ※就労実績は、育休・産休取得前の就労時間が記載されたもの	No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要
	自営業等 個人事業主 （農業を含む）	① 就労証明書〔指定様式〕 ＋ ②「確定申告書」の写し（第1表・第2表） ※開業したばかりで確定申告がまだの場合は「開業届」か「営業許可証」写し	No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要 法人化している場合、②の提出は不要
求職活動		就労予定申立書〔指定様式〕	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要
妊娠・出産		出産（予定）児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産（予定）日が確認できる部分の写しが必要
保護者の疾病・障がい		「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書又は障害者手帳等の写し	診断書は任意様式
同居親族の看護・介護		看護・介護を受ける人の診断書、又は障害者手帳等の写し	別居家族の介護・看護は対象外
就学（職業訓練含む）		在学証明書＋カリキュラム 又は 学生証＋カリキュラム（職業訓練の場合は受講決定通知書＋カリキュラム）	在学を証明するものと在学期間が分かるものが必要

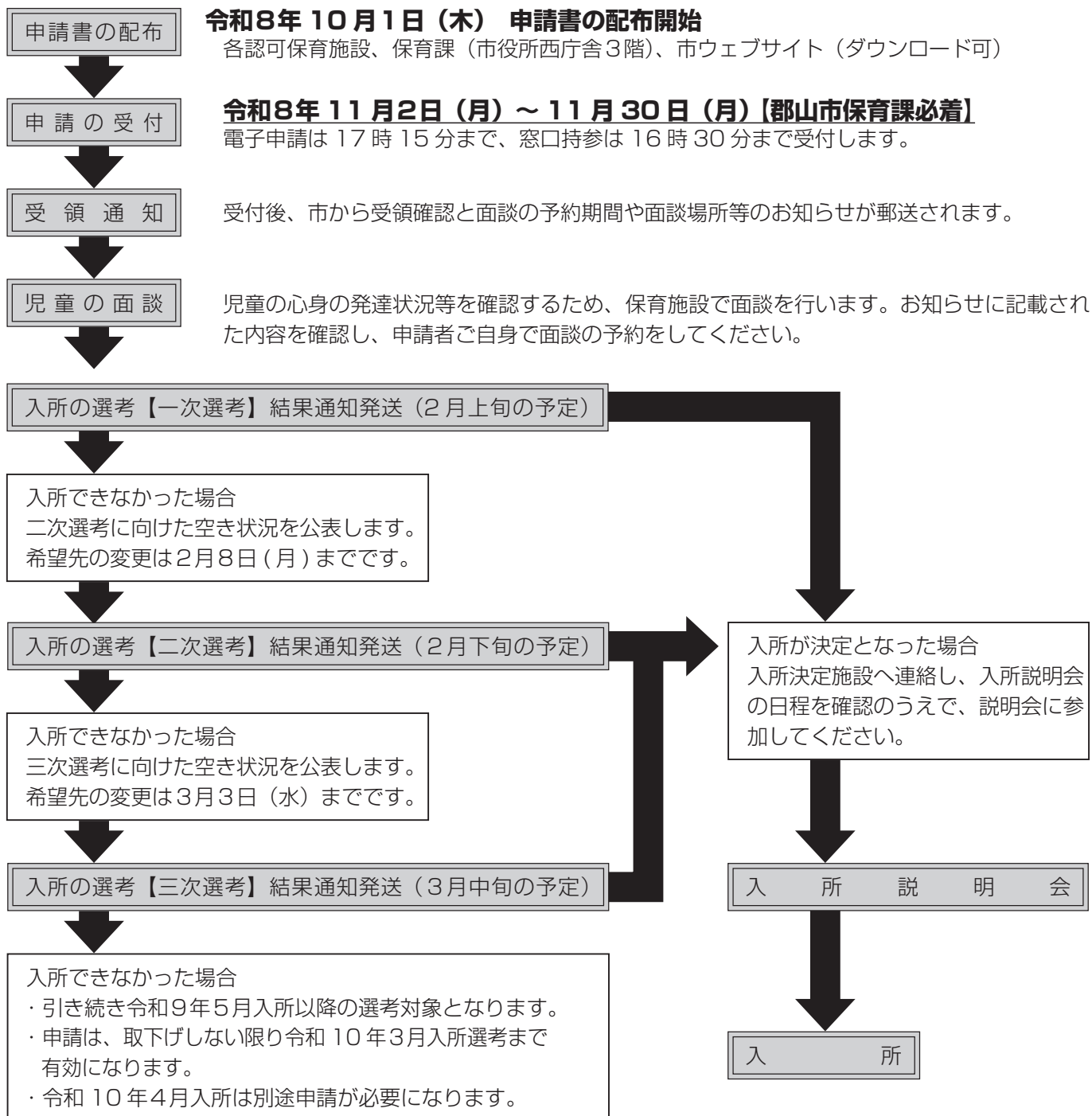
【注意】

- ・提出された書類は返却できません。
- ・各申請書は、ボールペンで記入し、消せる筆記具や修正液は使わないでください。
- ・書き間違いは二重線（＝）を引くだけにしてください。
- ・提出された書類をもとに保育の必要性などを調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。

2 入所申請～入所決定までの流れについて

保育施設への入所は、「児童福祉法第24条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

- 注意**
- ・入所の決定は、申請受付順ではありません。
 - ・利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により、入所できない場合があります。
 - ・申請内容に虚偽があった場合、入所が取消となります（入所決定後に虚偽が判明した場合も取消となります）。



- 注意**
- ・保育の必要性の認定結果は、入所選考結果とは別に3月頃に郵送します。
 - ・初回の結果通知は入所が決定した方、入所できなかった方の両方に届きます。
 - ・保留中の結果通知は、入所が決定した場合のみ郵送されます。
 - ・結果通知は住民票上の住所に送付します。別住所に送付希望の場合は保育課に連絡してください。
 - ・入所が決定となった場合、利用者負担額（保育料）の決定通知は、4月上旬に送付します。

申請内容の変更について

- ・ 12月11日（金） までに変更の連絡をした場合 → 一次選考へ反映されます。
※12月12日（土）から一次選考の結果判明までの間は、希望施設変更を受付できません。
- ・ 一次選考で入所できなかった方の希望施設変更は、一次選考の結果判明後から2月8日（月） まで
※一次選考の結果通知後にウェブサイトへ二次選考に向けた空き状況を掲載します。
- ・ 二次選考で入所できなかった方の希望施設変更は、二次選考の結果判明後から3月3日（水） まで
※二次選考の結果通知後にウェブサイトへ三次選考に向けた空き状況を掲載します。

※令和8年12月から令和9年3月入所の申請について

申請締切は右表の通りです。

申請方法は下記の通りです。

①マイナンバーカードでの電子申請

②申請書類の持参

受付場所：保育課、第一希望の保育施設

保育施設で申請をする場合は事前に施設にご連絡ください。

※4月入所と同時申請で持参の場合は、保育課のみでの受付になります。

※2月と3月の入所結果はどちらも1月20日頃に送付予定です。

入所希望月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
申請開始	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 10月
申請締切日	令和8年 11/5 (木)	令和8年 12/7 (月)	令和9年 1/5 (火)	令和9年 1/5 (火)

3 予備受付について

令和8年11月1日以降に出生・転入し、令和8年11月30日（月）までの申請期間に申請できなかった児童は、
予備受付によって一次選考へ参加できます。

申請方法	受付期間	面談	結果通知
①マイナンバーでの電子申請 ②保育課に持参 (1ページをご確認ください。)	令和8年 12月1日（火） ～ 12月11日（金） 【 <u>郡山市保育課必着</u> 】	令和8年 12月25日（金）まで (予定)	令和9年 2月上旬 (予定)

- ・ 電子申請の場合、郡山市保育課が申請締切日の17時15分までに受信したもののみ有効とします。
保育課に持参の場合、受付時間は9時から16時30分までです。
- ・ 出生・転入以外の理由で予備受付期間に申請となった児童は、二次選考への参加となります。

令和8年11月1日以降に出生または転入し、かつ上記の予備受付期間中の申請に間に合わない場合は、令和9年1月29日（金）までに保育課保育認定係（024-924-3541 平日9時～16時30分）へご相談ください。

受付期間に間に合うように余裕をもって
準備・申請をしてください！



4 保育施設の利用について

(1) 利用時間について

利用時間は「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれも月間就労時間が120時間以上	11時間／日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、または、いずれかの月間就労時間が120時間未満。求職活動中	8時間／日までの利用

- ・各保育施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。
- ・パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を希望できます。
(月間就労時間が120時間未満であっても、一般的な保育短時間の利用時間区分(8:30～16:30)の範囲内での送迎が難しいと判断される等の場合は、保育標準時間での認定となります。)
- ・施設利用時間区分(保育標準時間・保育短時間)は申請児童の世帯状況を基に郡山市が決定します。
(申請どおりの施設利用時間区分にならない場合があります。)

(2) 利用期間について

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります。

保育を必要とする事由	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は、入所から4か月目に実績報告のため再び就労証明書等の提出が必要となります。 ※「就労」での認定には『月52時間以上』の就労が必要です。
求職活動	3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後2か月まで
保護者の疾病・障がい	保護者の病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	同居親族の病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
就学	卒業(修了)予定日の月末まで

注意 「就労」で育児休業取得者の場合は、入所の翌月15日頃までの職場復帰が入所の条件となります。
「妊娠・出産」を理由で入所した場合でも、就労先や求職活動、育休等の保育の必要性が認められる場合は認定の更新が可能です。

次の①～②のいずれかの場合は「退所」になります。

- ①「求職中」を理由で入所したが、期間が満了する月の15日までに就労を証明できる書類を提出できない場合
- ②「長期欠席」や「家庭保育可能と認定された」等、保育の必要性が認められないと判断される場合

(3) 給食について

年齢(4月1日現在)	給食の種類	給食費
0歳児	離乳食	保育料に含まれます
1・2歳児	給食	保育料に含まれます
3・4・5歳児		保育料とは別に負担していただきます

注意 入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、育児用ミルクが提供できません。

(4) 保育料等について

- ・ 保育料は、児童の年齢と父母（同居祖父母等も含む場合があります）の市町村民税所得割額により決定します。
- ・ 保育料を事前に確認したい場合は、下記二次元コードを参照してください。
（父母の市町村民税所得割額の情報が必要です。）
- ・ 令和9年4月1日時点で3歳以上の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償になります。ただし、給食費や延長保育料等は別途実費負担となります。
- ・ 認定こども園では、教育内容の充実等のため、保育料とは別に上乗せ徴収を実施する場合があります。
- ・ 施設により教材費、制服代、アルバム代や保護者会費等、保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



保育料の算定方法は、
右の二次元コードよりご確認ください。



認可保育施設の情報等について

- ・ 「郡山市ウェブサイト」または「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。
新たに認可保育施設が増える場合は、郡山市ウェブサイトに掲載します。
 - ・ 見学を希望される場合は各施設へ直接お問い合わせください。
 - ・ クラス編成は、保育施設側で決定します。
 - ・ 満3歳までの乳幼児を保育する「小規模保育施設」などを卒園する児童は、他の申請児童よりも先に入所調整を行い、入所選考で優先されます。
 - ・ 公立保育所のうち、桃見台保育所・針生保育所・鶴見坦保育所・御代田保育所は令和11年度末（令和12年3月末）に廃止の予定です。
- ※児童の年齢によっては上記の保育所に入所した場合、5歳児クラス満了（小学校入学直前の3月末）を迎えるより前に保育所が廃止となる場合があります。

詳しくは、右の二次元コードよりご確認ください。

【施設情報】



【公立保育所廃止】



保育施設を地図から探せます

保育園（認可、認可外）、幼稚園等の
場所が地図上でわかります。
お住いの場所や勤務地などから近い
施設が検索できます。

【施設 MAP】



※外部サイト（ここ de サーチ）

提出前に再確認 ☒

- ☐ 書類は全部そろっていますか？
提出書類チェックリストをもう一度確認しましょう。
- ☐ 書き間違いは二重線を引くだけにしてください。
- ☐ 希望先として記入した施設へ、本当に無理なく
送迎できそうですか？



紙へリサイクル可